

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	八橋地区(大成)	令和4年3月19日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	93.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	79.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	29.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

果樹の木や棚・竹林・豚舎跡などがあったり谷で農地が分断されたりしているため、使える農地を十分に活用できていない。
 イノシシやカラスなど鳥獣被害が全体的に見られる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用して基盤整備を行うことにより、集落内の認定農業者2経営体など中心経営体が耕作しやすい条件を整え、集約化していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		酪農 飼料作物	10.8 ha	酪農 飼料作物	20.0 ha	八橋地区
認農		酪農 飼料作物	0.7 ha	酪農 飼料作物	5.0 ha	八橋地区
認農		飼料作物	9.6 ha	飼料作物	0.0 ha	八橋・浦安地区
認農		飼料作物	2.3 ha	飼料作物	0.0 ha	八橋地区
認農法		飼料作物	1.7 ha	飼料作物	0.0 ha	以西・八橋地区
認農		果樹	0.3 ha	果樹	0.0 ha	八橋地区
認農		果樹	0.2 ha	果樹	0.0 ha	八橋地区
認農		果樹	0.2 ha	果樹	0.0 ha	八橋地区
認農		露地野菜	0.2 ha	露地野菜	0.3 ha	八橋地区
認就		果樹	0.8 ha	果樹	0.1 ha	八橋地区
		果樹	0.9 ha	果樹	0.0 ha	八橋地区
		果樹	1.2 ha	果樹	0.3 ha	八橋地区
計			28.9 ha		25.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構関連農地整備事業に向けて、中間管理機構に農地を貸出すなど中心経営体が農地を活用していけるよう、集落で合意形成を図っていく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字八橋字細見谷頭3457-34	11,441		
2	大字八橋字細見谷頭3457-83	2,987		
3	大字八橋字陣配坂ノ上3458-14	1,149		
4	大字八橋字大平ル3465-15	2,680		
5	大字八橋字大平ル3465-22	821		
6	大字八橋字大平ル3465-24	3,379		
7	大字八橋字上大平ル3472-15	15,530		
8	大字八橋字上大平ル3472-16	2,429		
9	大字八橋字上大平ル3472-27	14,186		
10	大字八橋字上大平ル3472-33	6,407		
11	大字八橋字大谷上ミ坂3474-9	1,993		
12	大字八橋字細見谷頭3574	5,151		
	計	68,153		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

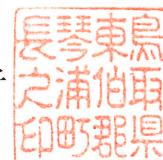
(別紙)

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月30日

琴浦町長 福本 まり子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大成集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月29日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法	人	2	経営体
個	人	10	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が農地を活用していけるよう、集落で合意形成を図りながら農地中間管理機構に農地を貸出して、農地中間管理機構関連農地整備事業などの基盤整備事業を推進していく。

6. 地域農業の将来のあり方

農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用して基盤整備を行うことにより、集落内の認定農業者2経営体など中心経営体が耕作しやすい条件を整え、集約化していく。

7. その他

なし